

活動報告

## 性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH)

NPO 法人ゆいネット北海道  
さくらこ SACRACH 運営委員会

堀本江美<sup>1)</sup>, 平山恵美<sup>2)</sup>, 須見よし乃<sup>3)</sup>, 宮崎みち子<sup>4)</sup>, 渡邊由加利<sup>5)</sup>

<sup>1)</sup> 苗穂レディスクリニック, NPO 法人ゆいネット北海道 理事長, さくらこ SACRACH 運営委員

<sup>2)</sup> 市立札幌病院, NPO 法人ゆいネット北海道 副理事長, さくらこ SACRACH 運営委員

<sup>3)</sup> 札幌医科大学小児科 助教, さくらこ SACRACH 運営委員

<sup>4)</sup> 札幌市立大学看護学部 教授, さくらこ SACRACH 運営委員

<sup>5)</sup> 札幌市立大学看護学部 准教授, さくらこ SACRACH 運営委員

Activity Report

### Results of the work of the Sexual Assault Crisis Relief Assist Center Hokkaido (SACRACH) NPO Yuinet Hokkaido SACRACH Steering Committee

Emi HORIMOTO<sup>1)</sup>, Emi HIRAYAMA<sup>2)</sup>, Yoshino SUMI<sup>3)</sup>,  
Michiko MIYAZAKI<sup>4)</sup>, Yukari WATANABE<sup>5)</sup>

<sup>1)</sup> Naebo Ladies Clinic, A chairperson of NPO Yuinet Hokkaido

<sup>2)</sup> Sapporo City General Hospital, A vice-chairperson of NPO Yuinet Hokkaido

<sup>3)</sup> Sapporo Medical University School of Medicine Department of Pediatrics, Assistant Professor

<sup>4)</sup> Sapporo City University School of nursing, Professor

<sup>5)</sup> Sapporo City University School of nursing, Associate Professor

ABSTRACT

In October 2012, the Sexual Assault Crisis Relief Assist Center Hokkaido. (さくらこ SACRACH) was opened by the Hokkaido Government and Sapporo City Government.

By March 2016, 1081 consultations with victims of sexual assault were logged.

The pioneering SACRACH center has become a point of contact for consultation for victims of sexual violence, providing comprehensive support from medical institutions, police, legal counselling and social welfare. The cooperation of these bodies has led to significant results.

(Received September 30, 2016 and Accepted November 24, 2016)

**Key words:** sexual violence victims, SACRACH, Multi-agency co-operation.

### 1 はじめに

日本の法律では、性暴力被害の一つである強姦は、刑法第180条に規定のある「親告罪」に該当する。そのため、性暴力の被害者は被害直後から、警察への被害届の提出、医療機関の受診による被害の証拠保全、訴訟提起に向けた弁護士との相談など、諸機関に出向く必要に迫られる。また、そこでは性暴力の被害状況が繰り返し問われる。その結果、生じるものが、いわゆる

セカンドレイプといわれる二次被害である。

このような性暴力被害者の救済に向け、平成23年3月に内閣府は「性犯罪・性暴力被害者に対する被害直後からの総合的な支援」を提言し、被害者の心身の負担軽減や健康の回復、また警察への届出促進や被害の潜在化防止を目的としたワンストップ支援センター設置促進を提示した。

これを受け平成24年10月、多くの住民の強い思いが実り、性暴力被害者を支援するセンターが誕生した。

これが「性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ）」である。本センターの運営は、北海道と札幌市の2つの行政機関からの委託を受けたNPO法人ゆいネット北海道が担っている。同法人の構成員は性暴力被害者対応に苦慮してきた産婦人科・内科・精神科等の医師、法律家、社会福祉士、助産師等である。また実際の活動を通じて一般外来では知りえない様々な性暴力被害が多数ある現実を目の当たりにした私たちは、この被害に潜む複雑な背景、その深刻さと残虐さと、何より小さな子どもの性暴力被害者の多さを知ることとなった<sup>1)</sup>。人知れず苦しんでいる性暴力被害者の適切な救済のためにも、その事実を現場の医療者が共通の認識として持つ必要があると考え、SACRACH開設後3年6か月の活動を報告する。

## 2 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ）誕生までの経緯

本センター設立の基盤は、平成18年に日本女医会による福祉機構の事業の一つである「子育て支援プロジェクト」<sup>2) 3)</sup>の開始にある。本プロジェクトは、従来の縦割り型であった十代の性に関する健康支援と、医療・行政・教育・警察・地域等を横に繋ぐことを目的に立ち上げられた。札幌を皮切りに全国5か所—岡山・盛岡・名古屋・岐阜—においてネットワーク作りが開始され、医師のみならず弁護士を始めとした様々な立場の専門家が集まり、「ゆいネット」と呼称され始動した。「ゆい」には結（ゆい）の字が持つ、「ひとつを結ぶ」という意味が込められた。同じ地域で同じ思いを持ちながらも独立して子育て支援に携わっていた関係者が、初めて顔の見える関係になってお互いの協力と忌憚のない意見交換が可能となっていました。

また、このゆいネットの活動に北海道議会や札幌市議会の女性議員たちが超党派で連携し、尽力してくれたことも、本センターの平成24年設立に繋がった点である。さらに前述の通り、本センターは北海道と札幌市の2つの行政機関からの委託を受けた活動である。2重行政が問題視される昨今にありながら、2行政機関の協働による本センターの開設は先駆的である。本センターの活動が円滑に行われるためには運営団体としてNPO法人化が必要となり、正式に「NPO法人ゆいネット北海道」を設立した。

なお、内閣府の平成23年の提言に先立ち、大阪の阪南中央病院内では平成22年4月、性暴力被害者を対象に被害直後からの総合的支援を提供する「性暴力救援センター大阪」（通称 SACHICO）<sup>4)</sup>が誕生した。

このように、内閣府の提言や具体的な活動を背景に、日本各地における性暴力被害者救済の活動は拡がり、平成25年9月には性暴力被害者支援施設の全国連絡協議会も発足し、行政も支援の整備に動き始めた。こ



平成24年10月開設

図1. ワンストップ支援センター

の成果として、ワンストップ支援センターは平成28年3月現在、全国27カ所の設置に至り、国は平成32年を目安に全都道府県に最低1か所の設置を目指している<sup>5)</sup>。また、平成28年9月12日「法制審議会」は、性犯罪の厳罰化や被害者の告訴が起訴条件となる「親告罪」規定撤廃等の刑法改正案要綱の決定を公表している<sup>6)</sup>。

## 3 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH の業務について

相談者は希望に応じて、支援員が同行し、提携している医療機関を受診できる。さらに本センターは相談者に対して、性暴力被害に関する専門性の高い弁護士の紹介、警察への届け出支援および匿名での証拠採取が出来る<sup>3)</sup>体制である。このため、本センターは「性暴力被害者自身で様々な機関に出向き同じ説明を繰り返す」という負担を減らし、2次被害を防ぐ機能も持ち合わせている。（図1）

### 3・1 4つの業務の紹介（図2）

#### 3・1・1 電話相談

月～金 13:00～20:00（土日祝祭日、12/29～1/3を除く）

電話対応は専門的な訓練を受けた女性相談員が行う。特に深刻なケースについては、相談日当日に医師、弁護士、行政の専門家チームを結成して対応にあたる。

#### 3・1・2 面接相談

1回30分。無料。女性相談員が行う。

#### 3・1・3 付添支援

女性相談員が、相談者に關係機関（病院、弁護士、警察、区役所など）へ付添支援を行う（札幌市内）。



図2. 相談窓口から医療分野・司法・行政への連携

### 3・1・4 協力機関の紹介

産婦人科、精神科、弁護士等、性被害を理解している協力機関を紹介する。

## 4 相談状況

### 4・1 分析方法

SACRACH活動は電話・面接相談、付添い支援であり、相談時状況把握に「相談ケースシート」を使用する。今回は本シート内容の集計結果（平成24年10月～同28年3月）をデータとする。なお、本研究は共同研究者所属の札幌市立大学倫理委員会の承認を得た。

### 4・2 結果

#### 4・2・1 相談件数

相談件数は1081（平成24年度（半期）91、同25年度215、同26年度389、同27年度386）、新規相談470（43%）、再相談611（57%）である。なお、相談件数は再相談を含めた累計数である。（図3）

#### 4・2・2 新規相談と再相談

新規相談と再相談の割合は、開設当初は新規相談の割合が高かったが、平成26年・27年では、再相談の割合が6割を超えた。（図4）

#### 4・2・3 相談方法

3.5年間の相談方法は、電話相談1021（94%）、面接相談31（3%）、付添い支援29（3%）であった。（図5）

#### 4・2・4 相談内容

相談内容は性暴力関係743で、その内訳は強姦368（50%）、性虐待135（18%）、強制わいせつ137（18%）、DV54（7%）、その他42（6%）等である。（図6）

#### 4・2・5 相談者の居住地

3.5年間の相談者の居住地は札幌市内604（56%）、道内366（34%）、道外75（7%）、不明36（3%）である。（図7）

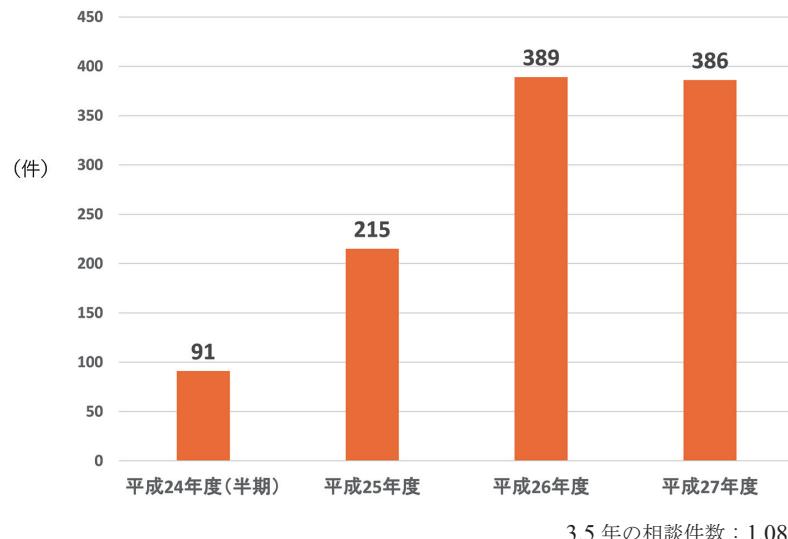


図3. 結果：相談件数

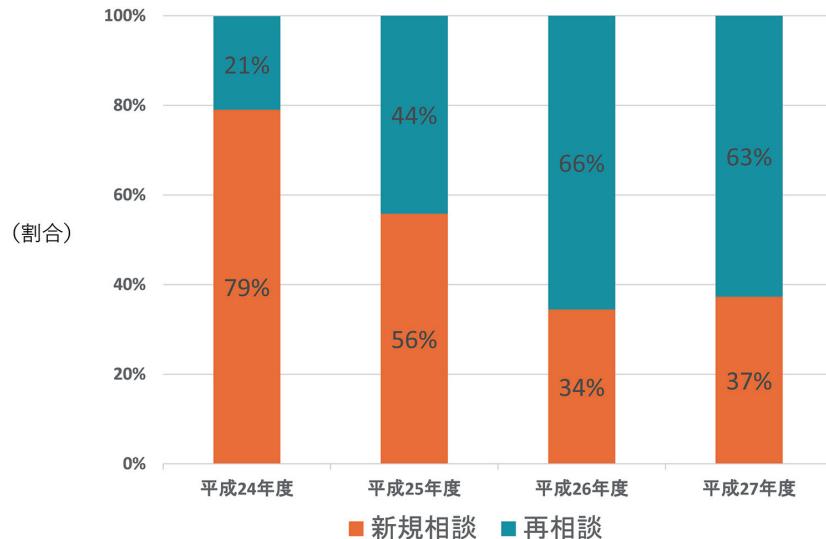
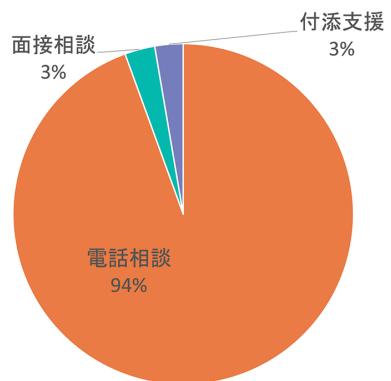
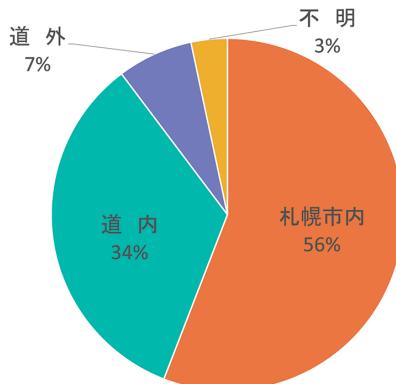


図4. 結果：新規相談と再相談



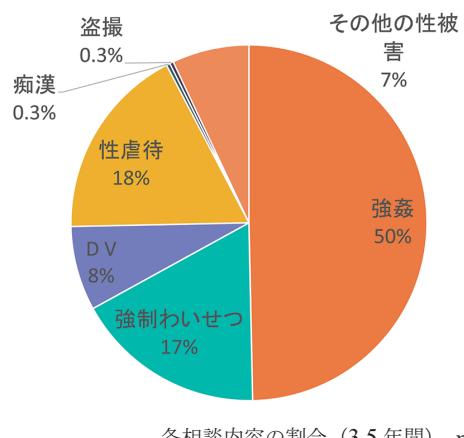
各相談方法の割合 (3.5年間) n = 1,081



相談者の居住地の割合 (3.5年間) n = 1,081

図5. 結果：相談方法

図7. 結果：相談者の居住地



各相談内容の割合 (3.5年間) n = 743

図6. 結果：相談内容

#### 4・2・6 相談者の年代

相談者の年代は 10未満 (1%) 10代 55 (5%), 20代 267 (25%), 30代 300 (28%), 40代 236 (22%), 50代 175 (16%), 60代 27 (2%), 70代以上 6 (1%) 不明 5 (0.5%) である。 (図8)

#### 4・2・7 被害時の年代

被害者の多くから過去の被害相談があった。平成25年度以降、新しく本シート項目に加えた。被害者被害時の年代は、被害者総数 539 のうち、10未満 78 (10%), 10代 289 (39%), 20代 148 (20%), 30代 106 (14%), 40代 41 (6%), 50代 21 (3%), 60代以上 3 (0.4%) である。なお、平成24年10月から25年3月分までは含まれていない。 (図9)

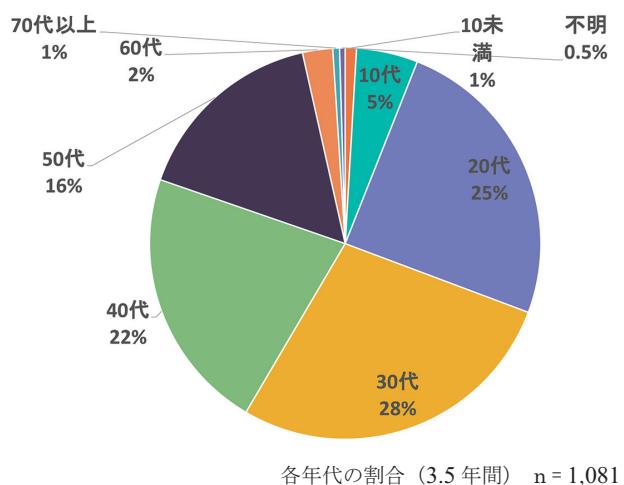


図 8. 結果：相談者の年代

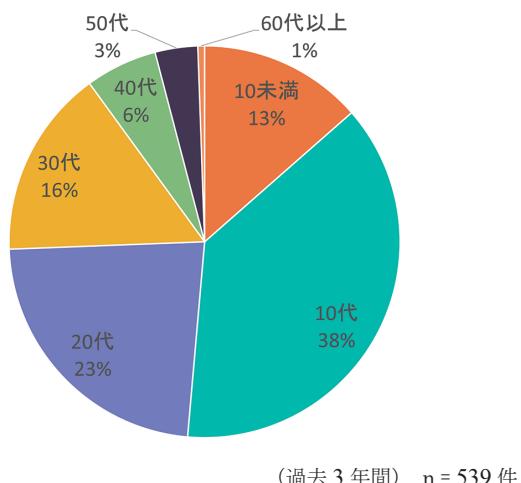


図 9. 結果：被害時の年代

## 5 考 察

### 5・1 活動実態から

相談件数の変化は広報活動の成果であり、被害の潜在化防止への一貢献といえる。この成果維持に今後、多様な相談に対応可能な相談員育成が急務となる。また、居住地外からの相談は本センター機能の拡充のニードといえる。さらに、被害時の年代が10代（含、10代未満）5割であることは、家庭、教育・医療・行政機関との切れ目のない協働・連携強化の要請といえる。この現状を踏まえ今年度、本センターはSANE（性暴力被害支援看護職）養成開始に至った。

### 5・2 今後の課題

#### 5・2・1 セカンドレイプの問題

犯罪被害者の診察には経験や訓練が必要である。しか

し、その対策の無いことが現状である。悲惨な身体状況、例えば激しい暴力の末に膣内に砂利が入っているほどの悲惨な状況の被害女性の診察そのものが、セカンドレイプを引き起こす。更に、たまたま当直していた若い女性医師が被害者を診察し、診断書を提出することにより、同医師の実名が加害者に知らされる恐怖が挙げられる。悪質な加害者から受けるかもしれない報復の恐怖は、小さな我が子を守れるか、という恐怖にも及ぶ。性暴力の特質から、診察システムや裁判での実名の扱いについて議論が必要である。

#### 5・2・2 被害者の警察への届け出の少なさ

内閣府の調査<sup>7)</sup>によれば、被害を受けて警察に相談するのは3.7%である。実際に医療現場で性犯罪被害者は、被害の届け出を強く拒否する。被害者が、被害を受けたことを身近な信頼できる人に話せるような教育が必要である。これに先立ち、被害者に対応する可能性の高い産婦人科医師や看護職者は、性暴力被害者支援に関する知識を獲得しなければならない<sup>8), 9)</sup>。

#### 5・2・3 医師の診断書に関する責任の大きさ

被害者の診断書に「異常なし」と記載することは、性犯罪が無かった根拠にされることがある。

#### 5・2・4 弁護士の医学的な知識の必要性<sup>10, 11)</sup>

弁護士は、①性器出血が無かった場合、そこにレイプは無かった、②スムーズな性交が成立した場合、そこには性行為に対する合意があった、などという誤解が存在する。

#### 5・2・5 医師の実際の診察の難しさ<sup>12, 13, 14)</sup>

時間の経過とともに犯罪被害の証拠は失われていくものである。そのため、裁判に耐えうる検査が出来るか、また、起訴出来るほどの証拠を採取することが難しい。

## 6 謝 辞

これらの報告は北海道女性医師の会の澤田香織会長、守内順子副会長、さくらこ運営委員の皆様、さくらこ相談員の皆様、北海道環境生活部の担当者様、札幌市男女共同参画部の担当者様のご協力で完成致しました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。

## 7 利益相反について

北海道公立大学法人札幌医科大学利益相反管理規定に基づき、当該論文に関して開示すべき利益相反状態は存在しない。

## 引用・参考文献

- 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH 編. 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH 事例報告書 Vol.1. 2014.

2. 独立行政法人社会福祉機構「子育て支援基金」助成事業「十代の性の健康」支援ネットワーク作り事業 平成20年度報告書  
社団法人日本女医会 子育て支援委員会
3. 独立行政法人社会福祉機構「子育て支援基金」助成事業「十代の性の健康」支援ネットワーク作り事業 平成21年度報告書  
社団法人日本女医会 子育て支援委員会
4. 性暴力救援センター・大阪（SACHICO）編. 当事者の視点に立った支援とは—「開設1周年の集い」報告と、その後のSACHICO. 性暴力救援センター・大阪（SACHICO）. 2012.
5. 読売新聞. 2016年6月17日付.
6. 読売新聞. 2016年9月13日付.
7. 内閣府（内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力」に関する調査研究）『男女間における暴力に関する調査』2011年の10ページ
8. 福本環, 岩脇陽子, 松岡知子. 京都府内の産婦人科診療所における性暴力被害者への支援の実態調査. 日本看護学研究学会雑誌 2015; 38: 73-81.
9. 小竹久美子. 性暴力被害にあった女性への対応. 助産雑誌 2011; 65: 338-341.
10. 堀本江美. 第2章. 身体に痕跡が残るのか. 杉田聰編著. 逃げられない性犯罪被害者. 東京: 青弓社; 2013. p.59-70
11. 八代眞由美. 子どもと女性の心を守る—性暴力被害者支援と医療の役割 性暴力被害者への支援と弁護士の役割 被害を乗り越え自分の人生を歩む手助けに. 保団連 2015; 1186: 17-22.
12. 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH 編. 性暴力被害者の診療マニュアル. 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH. 2015.
13. 田口奈緒. 性暴力被害とその対応. 産婦人科治療 2009; 99: 617-622.
14. 佐々木静子. 性暴力・性犯罪とその対応 医療現場における性暴力被害者支援. 日本国科学会雑誌 2012; 30: 21-24.

---

別刷請求先：堀本 江美

〒001-0012 札幌市北区北12条西2丁目2-2

NPO 法人ゆいネット北海道

TEL / FAX : 011-768-8600

E-mail : yuinet121001@basil.ocn.ne.jp